

令和5年度 大分地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和5年7月4日（火）午後2時00分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室
(大分市東春日町17番20号)
- 3 出席委員（敬称略）
公益代表：荒井 公美、井田 雅貴、松隈 久昭
労働者代表：稲福 史、鹿嶋 秀和、藤本 雅史、原口 享子、山田 功一
使用者代表：大塚 浩、神 昭雄、高橋 基典、藤野 久信
- 4 事務局
大分労働局：佐藤 局長、斉藤 労働基準部長、金田 賃金室長
田口 賃金室長補佐
- 5 議題
 - (1) 大分地方最低賃金審議会委員の任命について
 - (2) 大分地方最低賃金審議会会長・会長代理の選出について
 - (3) 大分県最低賃金の改正諮問について
 - (4) 大分地方最低賃金審議会の審議日程について
 - (5) 大分地方最低賃金審議会の運営に関する事項について
 - ①大分地方最低賃金審議会運営規程について
 - ②大分地方最低賃金審議会運営小委員会規程について
 - ③大分地方最低賃金審議会公開要綱について
 - ④大分地方最低賃金審議会確認について
 - (6) 中央最低賃金審議会 全体協議会報告、審議会の公開について
 - (7) その他
- 6 議事録

賃金室長

それでは、大分地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠に有難うございます。

最初に定足数の確認です。

審議会を開催するためには、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、審議会委員の3分の2以上又は、各委員の3分の1以上の出席が必要と規定されています。

本日は、公益代表委員の河野委員、田中委員から、使用者代表委員の宮脇委員から欠席との連絡をいただいております。

このため、本審議会には12名が出席されておりますので、審議会は有効に成立していることを報告させていただきます。

本日は、令和5年度の大分地方最低賃金審議会として、初めての開催となりますので、会長と会長代理が選任されるまで、事務局で議事を進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、1回目の本審議会は従前から公開としております。議事内容につきましては、後日、議事録をホームページに公開させていただきますのでご了承いただければと存じます。

それでは、着座で進めさせていただきます。

初めに、事務局を務めます大分労働局の職員を紹介させていただきます。

大分労働局長の佐藤でございます。

労働局長

佐藤でございます。

賃金室長

続きまして、労働基準部長の斉藤でございます。

労働基準部長

斉藤でございます。

賃金室長

次に、賃金室長補佐の田口でございます。

賃金室長補佐

田口でございます。

賃金室長

最後に私、賃金室長の金田でございます。

審議会が円滑に運営されますように、務めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。

まず、議題1の「委員の任命について」ですが、最低賃金法第23条第2項では、委員の任期は2年間とされています。皆様は、第57期の委員にご就任いただいております、任期は、令和7年3月31日までとなっております。

本日は、委員改選後、初めての審議会でございますので、委員の皆様、お一人お一人に委嘱状をお渡しすべきところでございますが、時間の関係で、皆様には机上に配付させていただいておりますので、ご了承の上、ご確認をいただきたいと思います。

それでは、資料No.1 1ページにより、委員の皆様方をご紹介します。

わたくしが、名前をお呼びしますのでその場で、お立ちいただきたいと思います。

まず、公益代表委員から紹介させていただきます。

あらい くみ
荒井 公美 委員でございます。

いだ まさき
井田 雅貴 委員でございます。

まつぐま ひさあき
松隈 久昭 委員でございます。

次に労働者代表委員を紹介させていただきます。

いなふく ちかし
稲福 史 委員でございます。

かしま ひでかず
鹿嶋 秀和 委員でございます。

はらぐち みちこ
原口 享子 委員でございます。

ふじもと まさふみ
藤本 雅史 委員でございます。

やまだ こういち
山田 功一 委員でございます。

次に使用者代表委員を紹介させていただきます。

おおつか ひろし
大塚 浩 委員でございます。

こう あきお
神 昭雄 委員でございます。

たかはし もとのり
高橋 基典 委員でございます。

ふじの ひさのぶ
藤野 久信 委員でございます。

続きまして議題2「会長・会長代理の選出について」に入ります。
会長、会長代理の選出については、最低賃金法第24条第2項に「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」と定められており、また、同条第4項では「会長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。」と定められておりますので、公益委員の中からお選出をお願いしたいと思います。

この件につきましては、事前に公益委員の皆様方に協議していただいておりますので、その内容を報告させていただきます。

公益委員の皆様で協議していただいた結果、「井田委員に会長を、荒井委員に会長代理をお願いしたい」との結論となっております。

井田委員に会長を、荒井委員に会長代理をお願いすることについて、労使代表委員の皆様如何でしょうか。

よろしいでしょうか。

【異議なし】

ありがとうございます。

それでは、井田委員に会長を、荒井委員に会長代理をお願いいたします。

それでは、井田会長に、御挨拶をいただきますとともに、今後の議事進行を宜しくお願いいたします。

会 長

ご挨拶いたします。

最低賃金に関する関心が昨今高まっております。労使公一致した意見での採決を目指したいと思っております。

皆様よろしく申し上げます。

それでは、議題3の「令和5年度大分県最低賃金の改正諮問について」に入ります。

本日、令和5年度の大分県最低賃金の改正に関し、大分労働局長から諮問があると聞いております。

本議題について、まず事務局から説明をお願いします。

賃金室長

大分県最低賃金の改正につきましては、例年、大分労働局長から最低賃金法第10条に基づく諮問をさせていただいております。

本年度につきましても、本日、局長から諮問させていただきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

井田会長、佐藤局長におかれましては、恐縮ですが中央にお進みください。

それでは局長から改正諮問文をお渡し願います。

【局長から会長に、諮問文を手交】

会 長

ただ今、大分労働局から本年度の大分県最低賃金改正についての諮問を受けました。

事務局から諮問文の読み上げをお願いします。

賃金補佐

【諮問文（写）の読み上げ】

会 長

局長から今年度の大分県最低賃金額改正の審議にあたり、御挨拶があると伺っておりますので、よろしく願いいたします。

労働局長

本日はご多忙の中、委員の皆様方におかれましては、本審議会にご出席をいただき厚く御礼申し上げます。

また、日頃から、労働行政の推進にご協力を賜っておりますことに重ねて感謝申し上げます。

ただいま、令和5年度大分県最低賃金の改正について調査審議の諮問をさせていただきましたが、これに先立ちます先月30日に、加藤厚生労働大臣から、中央最低賃金審議会に対して、令和5年度地域別最低賃金改定の目安について調査審議の諮問が行われたところです。

諮問後、加藤大臣は、

- ・ 現在、政府では、人への投資を強化し、三位一体の労働市場改革を進め、物価高に打ち勝つ持続的で構造的な賃上げの実現を目指し、その環境整備に取り組んでいる
- ・ 今年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸び率となっているが、この賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業にも波及させていくには最低賃金による底上げも必要。そして、これらの賃上げにおいては、実質賃金をプラスにしていくことが重要
- ・ 昨年度の最低賃金については過去最高の引上げ額となったが、他方、昨年度後半の消費者物価指数は、前年同月比4%から5%増で推移したことに留意する必要がある

- ・ 6月16日に閣議決定された「骨太の方針2023（経済財政運営と改革の基本方針（2023））」では、最低賃金について、「今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行うこと」、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図ること」とされた

- ・ 一方、最低賃金の引き上げに当たっては、中小企業が賃金引上げでできる環境整備が重要であり、適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進、業務改善助成金等による中小企業の生産性向上支援策の推進などについて、政府全体として取り組んでいく

と発言された後、「中央最低賃金審議会の皆様におかれては、今年の賃上げの状況や物価の動向、企業の業況等を考慮いただくとともに、地域間格差の是正にも留意いただきながら、今年の最低賃金額改定の目安についてご議論をいただきたい」と挨拶されたと聞きいております。

これから大分地方最低賃金審議会の委員の皆様には、今後中央最低賃金審議会から示されます目安を参考としつつ、県内における経済・雇用の実態や賃金の動向などを考慮いただきながら、今年の大分県最低賃金の改正について調査審議をお願いすることとなります。

調査審議が終決し、答申をいただくまで、委員の皆様には大変ご苦勞をお掛けすることとなりますが、事務局としましても、充実した審議を尽くしていただけるよう、審議会の円滑な運営に努めてまいりますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

会 長

ありがとうございました。

それでは、カメラ撮影はここまでとなりますので報道関係者の方は撮影を終了してください。

次に、議題4「大分地方最低賃金審議会の審議日程について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

賃金室長

令和5年度の審議会の運営に関しまして、審議日程について説明いたします。

令和5年度の審議日程ですが、例年どおり、中央最低賃金審議会の目安提示を受け、当審議会において調査審議を行い、答申をいただくというスケジュールを進めていく予定としております。

資料No. 2 3ページをご覧ください。

この日程表の見方ですが、本審、運営小委員会、地域最賃専門部会、特定最賃専門部会と会議の種類に分けて日程を記載しております。

また、次をめくっていただきますと2ページにわたり、地域最賃及び特定最賃の改正決定までの流れを記載したものを添付しております。

また、**資料No. 3** 7ページは審議日程を時系列にしたものでございます。

それでは**資料No. 2**、**No. 3**により、今後の予定を説明させていただきます。

今後の審議会の流れとしましては、本日より事務局は地域最賃専門部会委員の推薦公示を行いますので、労使委員からの推薦手続きを経て、7月27日（木）に第1回目の専門部会を設置し、調査審議をお願いする予定としております。

この7月27日の実施につきましては、昨年度の最終の本審で、審議日程表案をお示ししておりましたが、日程の変更をしております。

当初案では、7月13日に第1回目の専門部会で、部会長の選出等を行い、その後、7月19日に事業場実地視察、7月27日に参考人意見聴取を行う予定としておりました。

今般改めて、労使代表委員に意見などをお伺いした結果、実地視察につきましては、本年度は実施する必要はないのではとのご意見をいただいております。また、参考人意見聴取につきましては、労使代表委員から特に意見聴取の希望がなかったため、意見聴取の公示手続きにより意見書が提出され、審議会の場で意見を述べたいと希望する者があった場合に実施する方向で考えております。

実地視察と参考人意見聴取の取扱いに加え、本日の本審が6月29日から本日に日程変更を行った結果、当初案の7月13日の第1回目の専門部会開催日まで期間が短く、労使専門部会委員の推薦公示期間が3日と極端に少なくなることから、7月13日の第1回目の専門部会と7月27日の参考人意見聴取をまとめた形で7月27日に実施するという提案をさせていただきます。

なお、実地視察、参考人意見聴取につきましては、運用についての考え方などを整理させていただきましたので、後ほど説明させていただきます。

日程の説明を続けます。

7月の下旬以降に中央最低賃金審議会の目安が示される予定ですので、目安の伝達を8月1日(火)の本審で行います。

目安伝達を受けまして、8月1日(火)の本審終了後に第1回目、8月3日(木)に第2回目、8月7日(月)に第3回目と数回にわたり地域最賃専門部会で金額審議を行っていただきます。また、審議の状況により、8月2日(水)、4日(金)、8日(火)、9日(水)10(木)を審議の予備日としております。

8月7日(月)に結審し、地域別最賃の改正についての答申をいただいた場合は、発効日は10月1日となります。

また、地域別最賃の改正答申について異議の申し出があれば、異議審議を開催いたします。

異議審議の開催日につきましては、答申日以後、15日の公示期間を経た翌日となっておりますので、8月7日答申の場合8月23日(水)、8月8日答申の場合は8月24日(木)、8月9日答申の場合は8月25日(金)、8月10日答申の場合は8月28日(月)となります。

資料No.3をご覧ください。審議会の各会議を日付順に記載したのですが、特に、青とグレーで、先程説明しました、地域最賃の答申日と効力発効日、異議審議の開催日がわかるような記載しております。

続きまして、特定最賃につきましては、8月1日(火)の本審で、特定最賃の改正の必要性の有無について労働局長から審議会に諮問を行わせていただきます。

諮問を受けまして、8月17日(木)の運営小委員会において特定最賃改正の必要性の有無の審議をしていただきます。その後、8月23日から28日の間で予定しております本審で、運営小委員会の検討結果について報告いただき、審議会から改正の必要性の有無について答申をいただきます。そして、同日、労働局長から審議会に特定最賃の金額改正について諮問を行います。

諮問を受まして、9月25日(月)に各特定最賃専門部会全委員が集まったの合同部会を開催し、部会長等の選出を行うとともに、その後の金額審議の日程調整を行います。

その後、9月28日から10月24日までの約1か月間に、各特定最賃専門部会におきまして、2回を目途に順次金額審議を行っていただきます。その後、10月25日(水)の本審で各特定最賃専門部会について検討結果の報告をいただき、審議会からその後特定最賃の改正についての答申をいただくという日程です。

最後に、令和6年3月5日(火)に、特定最賃意向表明と令和6年度の審議日程の審議を予定しています。

資料No.4、5 9～12ページをご覧ください。

4は地域別最賃、5は特定最賃の答申から発効までの効力発生一覧を示したものです。

答申から、各種の手続きを経て最短での発効日(法定発効)を記載しております。このため、法定発効以後の日であれば審議会が発効日を決める指定発効を特定することも可能となります。

表の見方ですが、No.4の左端の答申の7列目をご覧ください。8月7日の答申となっておりますが、その列を右側に移動していただきますと、官報公示等各種手続きの後、10月1日が法定発効日となります。10月1日の発効を目指す場合は、8月7日以前に答申していただく必要があります。

No.5をご覧ください。特定最賃は例年12月25日を指定発効日とし、統一

発効を行っております。

表を同様に見ていただきますと、12月25日発効を目指す場合は、10月25日以前に答申をしていただく必要がございます。

審議会の日程につきましては、金額審議の状況によって日程が変わりますので、委員の皆様には日程確保で大変ご負担をおかけしますが、よろしくお願いたします。

先程、後ほど説明差し上げるとしておりました実地視察と参考人意見聴取について説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが5類に変更となりましたので、実地視察や参考人意見聴取も行いやすくなります。

しかしながら、実地視察や参考人意見聴取につきましては、これまで一部慣例的に行われてきたこともありますので、制度を再確認し、公益委員また労使代表委員等に意見をお伺いし、今後の実施の在り方について整理いたしました。

実地視察につきましては、令和2年度から令和4年度は、新型コロナの影響により実施しなかったところがございますが、令和元年度までは、労使代表委員からご意見をお聞きしつつも、事務局において必ず1事業場を選定し、実地視察を行ってきたところがございます。

しかしながら、そもそも実施視察は最低賃金法において実施が義務付けられたものではございません。

本年度の実地視察につきまして事前に、この取扱いを公益委員また、労使代表委員等にご説明し、実地視察の必要性についてお伺いしましたが、その必要性はないとのご意見でした。

このため、日程説明で申し上げましたように、本年度、実地視察は行わないことでよいのではないかと考えております。また、今後は必要性に応じて実施するとしてよいのではないかと考えております。

参考人意見聴取につきましても、昨年度までは、労使代表委員からご意見をお聞きしつつも、事務局において労使各1ないし2の関係労使の団体を選定し、意見聴取を行ってきたところがございます。

しかしながら、最低賃金法第25条第5項では「最低賃金審議会は、改正等について調査審議を行う場合において、意見聴取の公示手続きによ

り、関係労働者又は関係使用者の意見を聴くものとする」とされており、また、同条第6項では「最低賃金審議会は、前項（第5項）の規定によるほか、審議に際し必要と認められる場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聴くものとする」とされております。

そのため、今後はこの規定に沿っての運用することとし、また審議会の透明性と広く意見を求める観点から、関係労働者又は関係使用者から意見が提出された場合で、当該提出者から専門部会において意見を述べたい意向が示された場合には、原則として参考人として意見聴取を行うこととすることによいのではないかと考えております。

以上でございます。

会 長

これまでの日程調整等の説明について、順番に御意見、御質問をお伺いします。

まず、実地視察について、今後は必要性に応じて実施することとし、本年度は必要性がないため実施しないこととする、との取扱いについて、何か御意見、御質問はありませんか。

【意見等なし】

それでは、本年度は、実地視察は実施せず、今後は必要性に応じて実施することとします。

次に、参考人意見聴取について、今後は必要性に応じて実施する。

また関係労働者又は関係使用者から意見が提出された場合で、当該提出者から専門部会において意見を述べたい意向が示された場合には、原則として参考人として意見聴取を行う、とする取扱いについて、何か御意見、御質問はありませんか。

【意見等なし】

それでは、参考人意見聴取について、今後は必要性に応じて実施し、また意見書が提出された場合で、意見を述べたい意向が示された場合には、原則として参考人として意見聴取を行うこととします。

なお、この場合の議事の公開についての取扱いですが、参考人意見聴取等委員以外の第三者が審議会にて発言をする場合には、これまでの取扱いのとおり、原則「個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合」を適用し、非公開とするが、発言者が公開として差支えないとの意向がなされた場合は公開とする。」とします。

次に、7月13日の専門部会と7月27日の参考人意見聴取をまとめた形で7月27日に実施することを含めた審議日程全体について、何か御意見、御質問はありませんか。

【意見等なし】

それでは、事務局提案の日程で今後の審議を進めることとします。

それでは、議題5「大分地方最低賃金審議会の運営に関する事項について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

賃金室長

それでは続きまして、審議会の各種運営規程等の説明をさせていただきます。

資料No. 6 13ページからご覧ください。

審議会の運営に関する各規程でございます。これらの規程につきましては、本審議会及び専門部会において協議の上、ご確認いただくこととなります。

No.6-1 13ページから「大分地方最低賃金審議会運営規程」

No.6-2 21ページから「同審議会運営小委員会規程」

No.6-4 35ページから「大分地方最低賃金審議会確認」

は、昨年度以前からの規程ですが、事務局からは、6-1「審議会運営規程」、6-2の「運営小委員会規程」の改正を提案させていただきます。

また、6-3 31ページ「同審議会公開要綱」につきましては、審議会の公開に関する要綱で新規に作成するものでございます。

順番が飛びますが、最初に資料No.6-2 21ページ「運営小委員会規程」の説明をさせていただきます。

運営小委員会につきましては、本審の運営規程の第3条に「会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設置することができる。」と定められており、この運営小委員会規程は、この運営小委員会の取扱いを定めたものでございます。

運営小委員会規程につきましては、先程説明をしましたように事務局として改正の提案をさせていただいております。

現状の規程と改正案につきまして説明をさせていただきます。

資料No.6-2-1 21ページをご覧ください。現状の運営小委員会規程でございます。

第1条に設置規定

第2条に公労使各3名の組織構成

第3条に委員任期

第4条に小委員会委員長及び委員長代理規定

第5条に委員会の招集規定

第6条に審議事項で審議会の付託による事項についての規定、付託につきましては現状、特定最低賃金の必要性有無審議となっております。

第7条に議事の記録の規定

第8条に規定の改廃は、審議会の議決にて行うことを定めております。

審議会運営規程と比べますと、不足する規定がございましたので、不足する規定を追加する形で、また、一部文言の変更も併せ改正のご提案をさせていただくことといたしました。

改正案を資料No.6-2-2 23 ページまた、改正箇所がわかりやすいように見え消し版として資料No.6-2-3 27 ページをご用意いたしました。主要な改正箇所のご説明させていただきます。

第1条につきましては、本規定の設置の根拠を規定していましたが、本審運営規程第3条と同趣旨の規定をあらためて本規定上に置く必要性を認めないことから、第1条としましては、本規程の目的を記載しています。

第3条につきましては、第1項に委員の選出に関する規定がありますが、当該規定は小委員会の権能に係る規定ではなく本審運営規程の権能であるため、本規程に規定する必要がないと判断し、また第2項の委員の任期の規定については、審議会から付託された事項の報告が終了すれば事実上小委員会の活動は終了するため、あえて任期の終了時期を記載する必要性を認めないことから、第3条の全文を削除しています。その上で、条文配列を検討し、現行第7条の「審議事項」の規定を第3条に移動しました。

本審運営規程と同様の規定として追加したものは、

第5条「会議の招集」に関する規定、第6条「委員の欠席」に関する規定、第7条「会議における発言」に関する規定、第8条「会議の公開」に関する規定、第9条「議事録及び議事要旨」に関する規定、第10条「意見及び建議」に関する規定となります。

条文追加の際に、会長を小委員会委員長に文言の変更を行い、また、第10条「意見及び建議」に関する規定につきましては、報告対象を局長から大分地方最低賃金審議会に変更しております。

続きまして、資料No.6-1 13 ページ「大分地方最低賃金審議会運営規程」の改正のご提案をさせていただきます。

資料No.6-1-1の裏面7ページをご覧ください。

改正は、第7条第4項の削除についてです。

第7条第4項は、運営小委員会規程に第7条第1項から第3項までを準用する規定ですが、先程の小委員会規程の説明のとおり、同条第1項から第3項の内容を新たに小委員会規程に規定する改正を行うことから、第4項の準用規定が必要なくなるため削除するものです。

以上でございます。

会 長

資料No.6-1、6-2の改正の説明について御意見、御質問はありませんか。

【意見等なし】

それでは、本審議会、運営小委員会は、これらの運営規程に基づき運営することとしてよろしいですか。

【異議なし】

それでは、本審議会、運営小委員会は、これらの運営規程に基づき運営することとします。

事務局は、続きの説明をお願いします。

賃金室長

続きまして、新規に作成しました資料No.6-3 31ページ「大分地方最低賃金審議会公開要綱」案の説明をさせていただきます。

会議の公開につきましては、先程説明をさせていただきました本審運営規程第6条、改正後の運営小委員会規程第8条に、会議公開の原則と一定の場合は、会長が非公開とすることができる旨規定がされております。しかし、審議会には公開、特に傍聴に関して具体的な規定はなく、現状、労働局が行う傍聴公示及び公示文に添付の「傍聴される皆様の留意事項」により傍聴の運用を行っている状況です。そのため、審議会が公開に関する管理を行えるよう公開要綱を定めることをご提案するものです。

具体的には、

第1条で本審、専門部会、運営小委員会で適用があること

第2条で公開、非公開の決定は各会議にて行われること

第3条、4条、5条で傍聴に当たっての具体的な手続き

第6条で遵守事項の作成

第7条で撮影等の制限

を定めております。

以上でございます。

会 長

資料No.6-3公開要綱の説明について御意見、御質問はございませんか。

【意見等なし】

この公開要綱案に基づき運営することとしてよろしいですか。

【異議なし】

それでは、この公開要綱に基づき運営することとします。

事務局は、続きの説明をお願いします。

賃金室長

続きまして、資料No.6-4 35 ページ「大分地方最低賃金審議会確認」の説明をさせていただきます。

確認事項1につきましては、専門部会が全会一致で決議した場合にのみ、それを審議会の決議とみなすという取扱いの確認です。

最低賃金決定要覧の149 ページをご覧ください。根拠となる最低賃金審議会令の条文がございます。

最低賃金審議会令第6条第5項では「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。」と規定されております。本来は、専

門部会での決議状況の報告を受けた本審にて改めて決議を行うのが基本ですが、大分最低賃金審議会では、この審議会令第6条第5項を適用し、専門部会で全会一致した場合に限りこの条文を適用することとしています。

確認事項2につきましては、審議会の議決は審議会令第5条第3項（過半数による決す）によるが、全会一致に向けて努力することについての確認です。

確認事項3については、審議は原則として午後5時までとするという取扱いの確認です。

確認事項4については、「平成14年12月6日付け中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」についての確認であり、特定最低賃金の必要性の有無の審議は運営小委員会の場で行うこと、審議に際しては、関係労使がイニシアティブを発揮し、全会一致の議決に至るよう努力することなどを含めての確認です。

例年、意向表明の後、改正申し出のあった特定最低賃金の改正の必要性の有無については、運営小委員会で検討いただいているところです。

確認事項5については、本年度の特定最低賃金の発効日については、例年のとおり12月25日を目途にすることについての確認です。

これまでの、現行6つの特定最低賃金の発効日を統一するという考え方に立つもので、発効日は例年どおり12月25日とすることの確認です。

以上でございます。

会 長

資料No.6-4「大分地方最低賃金審議会確認」の説明について御意見、御質問はございませんか。

【意見等なし】

この審議会確認に基づき運営することとしてよろしいですか。

【異議なし】

それでは、この審議会確認に基づき運営することとします。

それでは、運営規程等が承認されましたので、各規程から「案」を取って成案とします。

それでは、次に、議題6の「中央最低賃金審議会 全体協議会報告について」に入ります。

事務局は、本議題について説明をお願いします。

賃金室長

それでは、本年4月6日に取りまとめられました中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全体協議会報告の説明をさせていただきます。

中央審議会は、厚生労働大臣の諮問機関として毎年の地域最賃の目安を議論する一方、概ね5年ごとに目安審議の在り方等について検討を行っております。

本報告は、令和3年5月26日に現行の目安制度の見直しについて付託を受けた後①目安審議の在り方②審議に関する事項③審議に用いる資料について検討を行ったもので、報告書の主要な事項は以下の5つでございます。

資料としまして、**資料No. 7**37 ページとして報告書の全文、**資料No. 8**53 ページとして概要を取りまとめたものをご用意しております。

資料No. 8をご覧ください。

報告書の1つ目としまして、1－(3)「議事の公開について」のご説明いたします。

中央審議会の目安小委員会における目安審議の場も、地方審議会の専門部会における金額審議の場と同じく全体での議論の場のほか、公労、公使の2者協議がありますが、これまで、すべて非公開とされていたものが、本年度の審議から議論の透明性と率直な意見交換を阻害しない観

点から「3者が集まって議論をする部分については公開にする。」とされたものです。

大分地方審議会専門部会の金額審議での公開の在り方につきましては、7月27日開催の専門部会で協議いただく予定としております。

続きまして、2つ目としまして、2－(1)「目安の位置付けについて」でございます。

地域最賃の改定にあたり中央審議会から7月末を目途に各ランクごとに目安が示されますが、その目安の位置づけについて「目安は地方審議会の審議を拘束するものではないこと。」を改めて確認し、地方審議会において、この認識を踏まえ審議を行うよう意見があったものでございます。

続きまして、3つ目としまして、2－(2)「ランク分けの変更について」でございます。

裏面のとおり本年の審議より4ランクから3ランクに変更されたものでございます。

ランクは19の経済指標に基づき47都道府県を順位付けし、ランク分けしているもので、今回の変更は、総合指数の差が縮小する一方、地域最賃の差が拡大していること、また、近年はランクの目安額の差が縮小し複数で同額が示されるケースもあることを踏まえ変更されたものでございます。

大分はこれまで、下から15番目でありましたが、新しい総合指数では下から13番目で、結果としてCランクの一番目となったものでございます。

続きまして、4つ目としまして、2－(3)「発効日について」でございます。

発効日につきましては、10月1日など10月のできるだけ早い時期でなければならない、と認識している場合も見受けられることから、効力の発効日は、地方審議会で決定するものであること、を確認の上、地方審議会において、この認識を踏まえ審議を行うよう意見があったところでございます。

続きまして、5つ目としまして、1－(2)「政府方針の配意への在り方について」でございます。

近年の目安審議においては、

- ①最低賃金法に定める3原則（生計費、賃金、事業の支払い能力）
- ②これまでの目安制度の在り方や各種資料
- ③時々の事情

以上の3点を総合的に勘案して行われているものでございます。政府への配意については「時々の事情」に含まれるものですが、「地方審議会の一部の委員において、政府方針ありきの議論」ではないかとの認識があることから、①の3要素のデータに基づき、公労使で丁寧に議論を重ねることが重要で、政府方針が中央審議会や地方審議会の本年の審議を過度に縛ることがあってはならないことが確認されたものでございます。

その上で、政府が賃金水準の在り方について、広く意見を聞いて一定の方向性を示すことは否定しないが、政府方針を示す際には公労使がそろった会議体でデータ等を踏まえて時間をかけて議論することが望ましいとの認識で一致されたものでございます。

以上でございます。

会 長

ただ今の中央最低賃金審議会の目安審議全体協議会報告説明について御意見、御質問はございませんか。

【意見等なし】

それでは最後に、議題7「その他」に入ります。

ほかに予定された議事は特にありませんので、各委員から質問やご意見など、何かございましたらお願いしたいと思います。

【意見なし】

それでは、最後に事務局から何かありますか。

賃金室長

今後の審議日程ですが、第1回目の専門部会を7月27日（木）午後1時30分から開催します。

第2回目の本審につきましては、8月1日（火）午後1時30分から開催する予定となっております。

ご案内のご連絡は、別途行わせていただきますが、日程の確保をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

会 長

それでは、以上を持ちまして、本日の審議会を終了いたします。本日の議事録確認委員は、労働者代表委員は藤本委員、使用者代表委員は藤野委員にお願いします。

皆様大変お疲れ様でした。